

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査（財務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年8月21日

千歳市監査委員 澤 田 徹

千歳市監査委員 山 口 康 弘

令和 6 年度定期監査（第 1 回財務監査）報告書

I 公営企業に係る財務事務について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による財務監査（定期監査）

(2) 監査の対象及び実施内容

次の部局に対し、令和 5 年度における財務に関する事務の執行が関係法令、条例、規則等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

部局	課
水道局	経営管理課、水道サービス課、水道整備課、下水道整備課

(3) 監査の着眼点

- ア 企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されているか。
- イ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するもの、適時適切に行われていないものはないか。
- エ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。
- オ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- カ 滞納整理手続や不納欠損処理は適正に行われているか。
- キ 随意契約による場合は原則として 2 人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に 1 人の者から見積書を徴する時は、その理由は適切か。
- ク 契約関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適切か。
- ケ 補助金に係る実績報告等の確認は適正に行われているか。また、補助対象外経費に充当されているものはないか。
- コ 物品の管理等は適正に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和 6 年 6 月 3 日から 8 月 21 日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 澤 田 徹

監査委員 山 口 康 弘

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点において

は、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。項目別監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 水道局

ア 収入事務

- ・ 指摘事項なし

イ 支出事務

- ・ 支出負担行為何書において、納品書が添付されていないものがあった。【経営管理課】
- ・ 航空賃を伴う旅費の支出において、航空賃の支払金額を確認することができる領収書等が保管されていないものがあった。【下水道整備課】

ウ 補助金交付事務

- ・ 該当なし

エ 契約事務

- ・ 業務委託の契約において、最低価格の入札者ではなかったものの、入札日より未来の日付が記載された入札書を有効としているものがあった。【経営管理課】

オ 財産管理事務

- ・ 行政財産の目的外使用許可において、電気料の算定誤りにより、使用料を過大に徴収しているものがあった。【経営管理課】

II 資金前渡職員に関する出納事務について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（資金前渡職員の出納事務）

(2) 監査の対象及び実施内容

別紙記載の資金前渡職員が取り扱った経費（一時限りの資金前渡を除く。）に関する出納事務の執行状況（令和6年4月から6月までの取扱分）について、保管現金の実査及び現金出納簿との照合、支出証拠書類の確認を行うなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

(3) 監査の着眼点

- ア 保管現金と現金出納簿の金額は一致しているか。
- イ 領収書等の支出証拠書類の記載に不備はないか。
- ウ 支出伺は遅滞なく適宜適切に処理されているか。
- エ 領収書等の支出証拠書類、支出伺、現金出納簿の記載内容に不整合はないか。
- オ 違法又は不当な支出その他不適当と認められる支出はないか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和6年7月26日

(5) 監査を実施した委員

監査委員 澤 田 徹

監査委員 山 口 康 弘

2 監査の結果

監査は精査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、出納事務の執行状況は別紙のとおりであり、計数はいずれも正確であると認められた。なお、軽微なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正な事務の執行に努められるよう望むものである。

令和6年4月から6月までの資金前渡職員の取扱いに係る出納事務一覧表

資 金 前 渡 職 員	取 扱 事 務	3月末残高	受 入 額	支 出 額	戻 入 額	残 額	監 査 の 結 果
企画部秘書課長 櫻井 雅彦	市長交際費	80,891	400,000	138,760	80,891	261,240	出納は適正であると認められた
総務部総務課長 黒田 尚樹	功労者祭し料	100,000	200,000	0	100,000	200,000	出納は適正であると認められた
保健福祉部福祉課長 大木 克美	貧困者等救助金	19,480	30,000	4,000	19,480	26,000	出納は適正であると認められた
保健福祉部主幹（住民税非課税世帯等 給付金事業担当） 大木 克美	物価高騰支援給付金	510,000	0	0	510,000	0	出納は適正であると認められた
消防本部総務課長 鶴田 貴光	消防長交際費	15,700	50,000	38,600	15,700	11,400	出納は適正であると認められた
議会事務局 次長兼総務課長 中村 康文	議長交際費	31,140	200,000	90,000	31,140	110,000	出納は適正であると認められた
選挙管理委員会事務局 選挙課長 北村 昌樹	委員長交際費	0	20,000	0	0	20,000	出納は適正であると認められた
農業委員会事務局 管理課長 上田 創一	会長交際費	5,000	30,000	5,000	5,000	25,000	出納は適正であると認められた
教育委員会教育部 企画総務課長 井戸川 邦彦	教育長交際費	108,000	200,000	50,000	108,000	150,000	出納は適正であると認められた